

令和8年度（令和7年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験における 大学等推薦特別選考推薦要領

山口県教育委員会

1 趣旨

この要領は、令和8年度（令和7年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験において、大学、大学院、教職大学院又は短期大学（以下「大学等」という。）からの推薦を受けた者を対象とする特別選考に関して必要な事項を定めるものとする。

なお、本特別選考の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、令和8年度（令和7年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項（以下「実施要項」という。）に基づいて実施する。

2 推薦の対象となる志願区分

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

3 推薦を依頼する大学等及び推薦人数

山口県教育委員会が指定する大学等に推薦人数と併せて別途通知する。

4 推薦の対象となる者

次の（1）又は（2）のそれぞれにおいて、①から⑤までの全ての要件を満たし、大学等の学長、学部長又は研究科長（以下「学長等」という。）のいずれかが推薦する者

（1）大学等推薦（Ⅰ）特別選考

- ① 実施要項に定める受験資格を満たす者
- ② 山口県公立学校教員を第一志望とする者で、採用候補者名簿に登載された場合に山口県公立学校教員となることを誓約する者
- ③ 在籍している大学等を令和8年3月31日までに卒業見込み又は修了見込みの者
- ④ 「山口県が求める教職員像」（※1）にふさわしい資質能力を有する者
- ⑤ 学業の成績が優秀である者

（※1）

山口県が求める教職員像

- ・ 豊かな人間性と人権尊重の精神を身につけた人
- ・ 強い責任感や使命感と高い倫理観をもち続けることができる人
- ・ 児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- ・ 幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- ・ 変化を前向きに受け止め、自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神をもっている人
- ・ 豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- ・ 明確な目標をもち、自他のマネジメントができる人
- ・ 学校組織の一員として、家庭、地域・社会等と連携・協働できる人

（2）大学等推薦（Ⅱ）特別選考

- ① 実施要項に定める受験資格を満たす者
- ② 山口県公立学校教員を第一志望とする者で、採用候補者名簿に登載された場合に山口県公立学校教員となることを誓約する者
- ③ 在籍している大学等を令和8年3月31日までに卒業見込み又は修了見込みの者
- ④ 「山口県が求める教職員像」（※1）にふさわしい資質能力を有する者
- ⑤ 学業の成績が特に優秀である者（※2）

（※2）

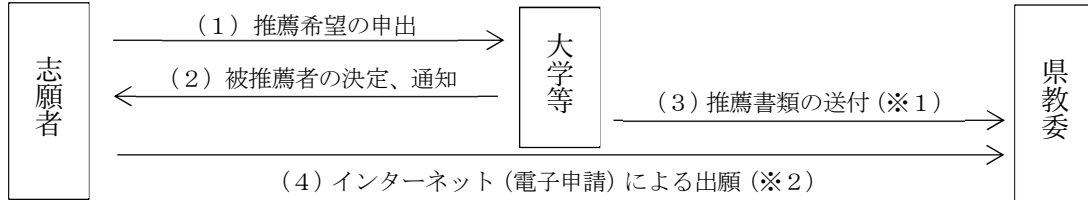
「学業の成績が特に優秀である者」の「特に」とは、各大学等の成績を100点満点に換算し、次表のとおり評価を「優」、「良」、「可」とした場合において、単位修得した全ての科目の成績のうち、「優」が5割以上で、かつ、「良」以上が8割以上であるものとする。

なお、大学院及び教職大学院から推薦する者については、大学院及び教職大学院での単位修得科目の成績評価とし、大学での成績評価は通算しない。

点数	評価
80点以上	優
70点以上80点未満	良
60点以上70点未満	可

5 出願方法等

- (1) 志願者は、在籍する大学等に対し、大学等推薦（Ⅰ又はⅡ）特別選考での推薦希望の旨を申し出る。
- (2) 大学等は、志願者から推薦希望の申し出を受け付け、被推薦者を決定する。
- (3) 大学等は、以下の書類を取りまとめた上、教職員課人事企画班宛てに親展で送付する。
 - ・ 推薦者一覧表（様式1）
 - ・ 推薦書（様式2）
 - ・ 成績証明書（各大学の様式による。）
- (4) 大学等推薦特別選考での推薦を大学等から認められた者は、各自でインターネット（電子申請）により出願する。（電子申請の詳細は実施要項で確認すること。）



※1 大学等からの推薦書類郵送期限

令和7年3月14日（金）消印有効

※2 インターネット出願受付期間（一般選考と同様）

令和7年2月1日（土）午前9時から3月14日（金）午後5時まで

なお、大学等からの推薦書類郵送期限までの推薦書類の到着及び被推薦者からのインターネット（電子申請）による出願申込み完了をもって出願完了とする。

6 大学等推薦特別選考対象者の決定等について

- (1) 県教育委員会が推薦書類等の内容を確認し、大学等推薦特別選考の対象者（以下「大学等推薦対象者」という。）を決定する。
- (2) 推薦要件を満たしていないなど、県教育委員会が大学等推薦対象者として認められないと判断した場合のみ、4月18日（金）までに大学等を通じて被推薦者（志願者本人）に通知する。
- (3) 大学等推薦対象者として認められなかった者で、一般選考の要件を満たすものについては、一般選考で受験することができる。
- (4) 選考試験の合否結果通知は、実施要項に示す結果発表日時に、被推薦者（志願者本人）宛てに送付するとともに、推薦した大学等宛てにも通知する。

7 試験項目

選考名	大学等推薦（Ⅰ）特別選考	大学等推薦（Ⅱ）特別選考
第一次試験	教科専門(※1) 特別支援教育専門(※2) 実技(※3)	実施しない
第二次試験	適性検査 小論文 集団面接 個人面接	適性検査 小論文 集団面接 個人面接

※1 特別支援学校志願者を除く

※2 特別支援学校志願者のみ

※3 中学校及び高等学校で実技を実施する教科の志願者のみ

8 その他

大学等推薦特別選考により合格した後に、この推薦要領に定める推薦要件を満たさないことが判明したときは、採用候補者名簿に登載しないことがある。